

【既定】	子どもの権利擁護の推進	予算額	16,023 千円
------	-------------	-----	-----------

事業の目的・概要

子どもが権利の主体として尊重され、子どもが安心して暮らせる地域社会の実現に向けて、子どもの権利保障に関する基本理念や施策の基本となる事項を定めた「(仮称) 杉並区子どもの権利に関する条例」の制定を機に、子どもが安心して意見を表明しやすい環境や子どもが相談しやすい体制を整備するなど、子どもの権利の保障に関する施策を総合的に進めていきます。

主な取組内容

➤ 子どもの意見聴取

令和6年度に引き続き、子ども自身が子どもに関わる事柄について意見や思いを表明する場として「子どもワークショップ」を開催します。令和7年度は、子ども家庭部と教育委員会が連携し、子どもの権利といじめをテーマとしたワークショップを共同開催します。また、職員が、子どもの意見聴取と取組への反映について理解を深め、実践していく際の留意点や工夫、事例等を提供することを目的として、有識者の助言を得て子どもの意見聴取に関するガイドラインを作成するとともに、子どもの意見聴取のよりよい手法の検討を行います。

➤ 子どもの権利に関する普及啓発

子どもの権利保障の取組を推進するためには、子どもも大人も、子どもの権利について理解を深める必要があります。子どもの権利と子ども参画の意義について、職員を対象に研修を実施するほか、対象年齢等に応じた周知リーフレット等を作成し、学校等で配布するなど効果的な普及啓発に取り組みます。

➤ 相談・救済機関の設置 **新規**

子どもが困ったときやつらいと思ったときに安心して相談ができる体制を強化するため、区長の附属機関として「(仮称) 子どもの権利救済委員」を設置します。

「(仮称) 子どもの権利救済委員」は、子どもの権利に関して優れた識見を有する学識経験者で構成され、子ども等の声を聴きながら子どもにとって最も善い解決方法について子どもと一緒に考え、問題の解決に向けた支援等を行います。